

# 愛國の士はわが明倫會へ!!

## 明倫會の主義綱領に就て

主義綱領は本會の大精神であり大憲法である。之に依つて今日幾千幾萬の會員は糾合せられ、行動しつゝあるのである。従て主義綱領は確固不動であり、永續性を有せねばならぬことも亦自明の理である。吾人は茲に各條項の意義精神を總説し、以て其實徹實現に向つて邁進せんとするものである。

一、日本精神の鼓吹に就て

綱領第一條は即ち日本精神の鼓吹を中心とする本會の精神的關係であつて彼の國體を無視する共產主義、若くは階級闘争を激成する社會主義思想の如き極力其撲滅を圖ると共に、歐米輸入の個人主義、物質主義の如きも亦之を排撃して我國傳統の忠君愛國献身奉公を本義とする國家主義家、民族主義思想を哺育し益々之が向上發揮に勉めんとするものである。故に學校教育の如きも此主義に於て監督せらるべきこと勿論であつて彼の研究の自由なる英名に藉口し所謂象牙の塔に籠つて學生及社會に左傾思想を宣傳しつゝある大學教授の如きは斷然之を驅逐せねばならぬ。更に進んで理智に偏し而かも實用に迷き今日の教育制度を根本的に起て直し、以て實質剛健なる性格を陶冶し國情に適する實用的人物を一層短期間に養成せんことを期する次第である。

二、天皇政治の確立に就て

第二條は内政に對する本會の主張であつて、今日我國勢不振、思想惡化の根源は殆ど悉く既成政黨の黨利黨略本位の私政に在ること、本會の宣言及屢次の聲明に依つて既に剔抉開明せられた所であり、明倫會の生れたのも實に之が爲である。此時弊を打破して内政機構に一大革新を行ふのが今日の最大急務であつて之が即ち昭和維新である。此の目的を達する爲め吾人は黨人の所謂議會中心主義を排撃して、天皇を中心とする立憲政治を確立せねばならぬ。彼の憲政黨論の如きは政黨が政權を壟斷せんが爲め擅に大權を私議する邪説であつて苟も上御一人の御信任を蒙り誠意誠心國家本位の善政を行ふ強力内閣ならば其の政黨内閣たること然らざるとは問題たるべからずである。又政權争奪の醜態場たる議院を改善せんが爲め選舉を徹底的に改革するの要は餘りに明なる急務である。其他紊亂せる綱紀官紀を振肅し、極度に黨弊に汚染せられた地方自治政を刷新する爲め司法權の獨立を確保し、地方官、警察官等の身分を保障することも亦緊急である。要するに吾人の内政に對する主張は政界を淨化して天皇政治を確立することにあつて本會の使命中最も重要なもの、一つである。

三、自主的外交に就て

滿洲事變勃發以前の外交が國際協調の美名に隠れて軟弱追従を事とし爲めに國威國權の萎縮夫豈を來したことは尙世人の記憶に新な所である。而して今や滿洲問題に關し國際聯盟と意見を異にし之と袂を分つた以上之を一轉機として將來の外交は斷然從來の軟弱追隨主義の殼より輝脱して自主強硬主義に轉換し、以て國威國權の宣揚及大和民族の海外發達に邁進せねばならぬ。

抑も今日の國際關係に於て最も不合理なもの、一つは白人の世界支配權及人種の差別待遇であつて、彼等白人は優越人種を以て自任し彼の爲めに有色人種を支配し之を利用するを以て當然と思惟して居る。見よ彼等は今日世界の殆ど有ゆる部分を支配し土地廣く物餘りあるを以て自ら其門戸を閉鎖して人口過剰に苦惱する吾人の平和的經濟的發展をすら阻礙しつゝあるではないか。吾人は宜しく正々堂々正義の鼓を鳴らして飽迄此不合理不均勢を打破し獨り我國の爲めのみではなく世界の被壓迫民族の解放を圖らねばならぬ。是れが即ち「八統」を擁護して自ら順序があつて十年二十年の能く遂げ得べきではない。吾人は先づ手近かの滿洲支那より始めて亞細亞民族の解放を圖り自ら其救世主となつて彼等をして我皇道文化の恩恵に浴せしむべきである。是れが即ち本會の主張する大亞細亞主義であつて若し此主義を以て全亞細亞を征服占領せんとする侵略主義と解したならば之は大なる誤解である。

四、國防の安固に就て

國家の安全を保障するに足るべき陸海軍兵力を備ふことは元來一國の主權に屬し斷じて外國の容喙を許すべきものではない。只之れに依つて生じた各國の軍備競争を緩和し、國民の負擔の輕減せんが爲め、國際間に於て軍備の制限若くは縮少を協定するの主旨は可なるも只之れが爲に軍備の均勢を破り國防の安固を害する様な事があつては決してならぬのである。然るに事の實際は必ずしも然らず、華府條約は如何、又倫敦條約は如何我國の最も穩健にして消極なる要求たる「脅威し若くは脅威せられざるべき少比率」は外英米の發展なる壓迫と内軟弱なる政治家の統帥權干犯とによつて遂に之を失つたではないか。此の如くして何處に國防の安固があらう。當時濱口首相や幣原外相は國防の安固に關しては政府が責任を負ふと廣言したけれども、今日の國防不安固に對し彼等は如何にして責任を負ひ得るか。縱令政黨政治家の何十人何百人が責を負ふて辭職し切腹したとて一旦協定した當の縮少より露る國家の損害は斷じて救はるべきではない。本會が統帥大權の發動確保を主張する所以は實に茲に存するるのである。既に述べたやうに軍備を定むるは國家の主權に屬し、軍縮協定は此自主主權の制限に外ならぬから之れが我國防の安固を害せぬ範圍に於て行はるゝならば結構である。故に世界の各大國であり亞細亞の救世主たる大使命を有する我帝國としては將來の國際軍縮會議に當つては、堂々と軍備の平等權を要求すべきで原則として此權利の獲得に努むるは當然の事であらねばならぬ。若し歐米にして我國防を危否ならしむるやうな不當の比率を強要する場合は、我國は斷然軍縮會議より就退して自由の立場に歸り、軍備の自主權を行使すべきである。

五、國力及民力の充實に就て